『詳細登記六法 [平成二九年版]』 正誤表 (平成二八年一一月二二日)

以下のアミカケ部分が訂正箇所となります。

ご使用に際しご不便をおかけいたしますことをお詫びし、謹んで訂正いたします。

登記六法本体において、条文等の記載に関する誤りがございました。

(

該処分の内容を通知しなければならない。 より相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当 第一八六条 登記官は、法第百五十七条第一項の規定に

審査請求に対する相当の処分の通知

8 0

産登記規則

__. 八 八六条

九

(裁判所への通知)

(裁判所への通知)

(裁判所への通知)

(課税標準の認定) 第一九〇条 登記官は、申請情報の内容とされた課税標準の金額を相当でないと認めるときは、申請人に対し、登記官が、前項の場合において、申請が書面申請であるときは、申請書(申請情報の全部を記録した磁気あるときは、申請書(申請情報の全部を記録した磁気あるときは、申請人に対し、連の金額を適宜の方法によりた。 た課税標準の認定した課税標準の金額を適宜の方法により、あるときは、申請書(申請情報の全部を記録した磁気がイスクにあっては、適宜の用紙)に登記官が設定した課税標準の認定した。

(昭和四二・ 端数計算する。

七

(民三第七九四号依命通知

額について端数計算をしてはならず、&税標準とする登記を申請する場合には、

、その合計額については、各個の不動産のほ

(各種の通知の方法)
(各種の通知の方法)
第一八八条 法第六十七条第二項及び第百八十三条か項並びにこの省令第四十条第二項及び第百八十三条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法

款

登録免許税

③ 登録免許税法又は租税特別措置法その他の法令の規
(3) 登録免許税法又は租税特別措置法での条項を申請情報の内容としなければならない。
(4) で、、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容とする事項(以下「登録免許税額等」という。。に代えて、免除の根拠となる法令の条項を申請情報の内容としなければならない。

(登記の嘱託) (登記の嘱託) (登記の嘱託) (登記の嘱託)

び請用法

第四

登記事

項

Ó 証 崩 筝

による登記) 第一九一条 登記官は、法第百五十七条第三項又は第四第一九一条 登記官は、法第百五十七条第三項又は第四の規定による命令に基づき登記をするときは、当該項の規定による命令に基づき登記をするときは、当該項の規定による命令に基づき登記をするときは、当該の規定による登記)

はいる当時の

求を受けた法務局又は地方法務局の長の命令

款

崱

ついては、課税標準の金額も申請情報の内容としなけら出まで、円、当及び出イからホまでに掲げる登記にら出まで、円、当及び出イからホまでに掲げる登記に請情報の内容としなければならない。この場合におい第一八九条 登記の申請においては、登録免許税額を申(登録免許税を納付する場合における申請情報等)